

様式第 5 号（第 6 条関係）

（表）

第 号
年 月 日

督 促 状

殿

兵庫県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限（ 年 月 日）を経過してもいまだ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

下記の指定納付期限までに、同封の放置違反金納付書により至急納付してください。

指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。

記

年度	弁明通知書の番号	放置違反金
	号	円

指定納付期限	年 月 日まで
納 付 場 所	

この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に兵庫県公安委員会に対し異議申立てをするか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

- 注 1 この督促に係る車両は、法令の規定により、車検拒否の対象となります。放置違反金等を納付しなければ、車検の際に自動車検査証の返付が受けられません。
- 2 先に送付しました放置違反金納入通知書又は同封の放置違反金納付書により、上記納付場所の窓口で納付してください。納付した場合には、領収書（放置違反金納入通知書又は放置違反金納付書の右片）が当該放置違反金等を納付したことを証する書面となりますので、大切に保管の上、車検を受ける際に提示してください。
- 3 延滞金については、裏面をご覧ください。

照 会 先

(裏)

延滞金の徴収について

- 1 道路交通法第51条の4第13項の規定により、兵庫県公安委員会が督促をした場合は、次の(1)又は(2)に該当する場合を除き、当該放置違反金の額に、放置違反金納付命令に係る納付の期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金が徴収されます。

また、延滞金の額に100円未満の端数があるときはその端数額を、延滞金の額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てます。

- (1) 放置違反金納付命令を受けた者が、災害、病気その他やむを得ない理由により納付期限までに当該放置違反金を納付できなかったとき。
 - (2) 放置違反金の徴収に関する書類の送達について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、又は外国においてすべき送達について困難な事情があると認められるため、その送達に代えて公示送達をしたとき。
- 2 1の延滞金の計算につき、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

様式第 6 号 (第 7 条関係)

兵庫県		放置違反金		兼 領 収 書	
納付番号		金 額		納付番号	
納付期限		車両番号		納付期限	
納入義務者					
様					
納付目的		項 目		節	
会計		款		目	
所 管 課		納付目的		納付目的	
上記の金額を兵庫県指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に納付してください。					
兵 庫 県 警 察 本 部 長					
印					
公 金 機 関 領 収 印					

兵庫県		放置違反金払込金受領書	
金 額		納付番号	
納付番号		納付期限	
納入義務者			
様			
納付目的		公 金 機 関 領 収 印	
所 管 課		公 金 機 関 領 収 印	
収納した公金機関保管(2年間)			

兵庫県		放置違反金収納済通知書	
納付番号		金額	
納付期限		納付番号	
納入義務者		納入義務者	
納付目的		納付目的	
所 管 課		所 管 課	
取りまとめ店受付印		取りまとめ店受付印	
公 金 機 関 領 収 印		公 金 機 関 領 収 印	
受入店→払込店→取りまとめ店→総括店			